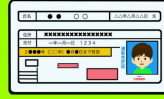
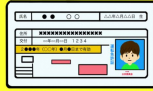


2025/10/01~



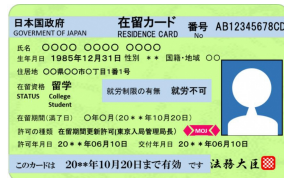
がいこくせき かた いちぶ うんてんめんきよ てつづき さい
外国籍の方は、一部の運転免許の手続の際に、
じゅうみんひょう ざいりゅう ていじとう ひつよう
住民票や在留カードなどの提示等が必要と
なります。



じゅうみんひょう ざいりゅう ていじ ひつよう てつづき
住民票や在留カードなどの提示が必要となる手続

○ 免許申請・外国免許の切替

じゅうみんひょう うつ かなら ざいりゅう とう
住民票の写し（必ず）＋在留カード等



○ 免許更新・記載事項変更

- ① 在留カード
 - ② 特別永住者証明書
 - ③ 在留期間等を記載した住民票の写し
- のいずれかを提示 ※マイナ免許証を持参する方は不要です。



わからないことや詳しく
知りたいことがあるときは、
運転免許センターに
お問い合わせください。



※ 住民票の写し

ふくしまけんけいさつ
福島県警察ホームページ <http://www.police.pref.fukushima.jp/>
Q4untenmenkyo.htmlに移動します。



6ヶ月以内に作成されたもので、在留資格・在留期間
等が記載されたもの。

住民基本台帳法の適用を受けない方は、運転免許センターに
お問い合わせ下さい。

問い合わせ先



福島運転免許センター 024-591-4372
郡山運転免許センター 024-961-2100